

## 高松市・庵治町合併協議会規約に関する協議書

高松市及び庵治町（以下「1市1町」という。）は、高松市・庵治町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する1市1町の長が協議して定めるべき事項その他必要な事項について、次のとおり協議して定めたので、この書面を取り交わす。

### 協議して定めるべき事項

- 1 規約第6条第1項（会長）
- 2 規約第7条第1項（副会長）
- 3 規約第8条第2項（委員）
- 4 規約第13条第2項及び第3項（事務局）
- 5 規約第14条（経費）
- 6 規約第16条（財務に関する事項）
- 7 規約第17条第2項（報酬及び費用弁償）
- 8 規約附則（施行日）

### 協議して定めた事項

#### 1 会長

規約第6条第1項に規定する協議会の会長には、高松市長 増田昌三を選任する。

#### 2 副会長

規約第7条第1項に規定する協議会の副会長には、庵治町長 梶河正孝を選任する。

#### 3 委員

規約第8条第2項に規定する委員については、当分の間、置かないものとする。

#### 4 事務局

- (1) 規約第13条第2項に規定する事務局に関し必要な事項については、高松市・庵治町合併協議会事務局規程（別紙1）のとおりとする。

(2) 規約第 13 条第 3 項に規定する協議会の事務に従事する職員については、1 市 1 町の長がそれぞれ命じた職員とする

## 5 経費

規約第 14 条に規定する協議会に要する経費については、次のとおりとする。

(1) 1 市 1 町が負担すべき金額のうち、合併協議会の広報紙の発行及び配布に要する経費に係る負担については、それぞれの市町に係る額を負担する。

(2) 1 市 1 町が負担すべき金額のうち、前号の負担分以外のものについては、1 市 1 町が均等して負担する。

## 6 財務に関する事項

規約第 16 条に規定する協議会の財務に関し必要な事項については、高松市・庵治町合併協議会財務規程（別紙 2）のとおりとする。

## 7 報酬及び費用弁償

規約第 17 条第 2 項に規定する報酬及び費用弁償の額等については、高松市・庵治町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（別紙 3）のとおりとする。

## 8 施行日

規約附則に規定する施行期日は、平成 16 年 6 月 1 日とする。

## 9 内容の変更

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

## 10 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、1 市 1 町の長が協議して定めるものとする。

## 11 協議の発効

この協議は、平成 16 年 6 月 1 日から発効する。

## 12 協議の失効

この協議は、協議会が解散したときにその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、1市1町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年6月1日

高松市  
高松市長

増田 昌三 

庵治町  
庵治町長

梶山 正寿 